

第1章 持続可能な経済成長と社会的課題の解決

第1条

イノベーションを通じて社会に有用で安全な商品・サービスを開発、提供し、持続可能な経済成長と社会的課題の解決を図る。

背景

(1) SDGsの達成と企業の役割

人類を取り巻く環境は劇的に変化し、健康・医療、農業・食料、環境・気候変動、エネルギー、安全・防災、人やジェンダーの平等など、世界が直面する様々な社会的課題は、身近な社会の発展にまで影響を及ぼすようになってきている。国際社会では、こうしたグローバルな課題の解決に向けてSDGsを定め、各国・地域の政府や企業、市民など様々なステークホルダーにその解決に向けた行動を促している。

企業においては、創造性とイノベーションを発揮して、成熟化する市場や多様化、複雑化、高度化する社会のニーズにきめ細かく対応したビジネスを推進し、持続可能な経済成長と社会的課題の解決を図っていくことが求められている。

(2) 企業のイノベーション

企業が引き起こすイノベーションには、技術革新のみならず、生産方法の改善、流通販路の開拓、サプライチェーンの強化、組織改革など様々な企業活動の変革がある。これらを通じて創出される社会に有用な商品やサービスは、社会の本質的なニーズを満たし、企業の成長や社会からの信頼、そして社会の持続可能な経済成長と、社会的課題の解決に貢献している。

持続可能な社会の実現に向け、企業には、経済・社会・環境のバランスに配慮することで、個々の課題解決と同時に社会全体の課題解決も両立するイノベーションがますます求められている。

(3) Society 5.0の実現

そうした中、経団連では未来社会「Society 5.0」の実現を目指している。Society 5.0は、必要なものやサービスが、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供され、あらゆる人が年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、生き活きと快適に暮らすことのできる超スマート社会である。こうした社会では、持続可能な経済成長と社会的課題の解決の両立を図ることができる。

「Society 5.0」(超スマート社会)の実現に向けては、IoT、ビッグデータ、AI、ロボットなど革新技術を最大限に活用し社会全体の最適化を図る必要がある。そのため企業には、自社・グループ企業のみならず、競合他社や他業界、研究機関や地域社会など多様なステークホルダーと連携し、オープンイノベーションを推進することが求められている。



Society 5.0 (提供：日立製作所)

(4) イノベーションを引き起こす環境構築

企業がイノベーションを最大限に発揮するためには、国全体としてはもちろん、地域ごとにも確固たる産業基盤が構築されていることが不可欠である。また、地域ごとに確固たる産業基盤が築かれていることは、企業のさらなるイノベーションを引き出し、産業基盤の一層の強化につながるという、イノベーションの好循環を生み出す。

そのため、企業は、持続的な経済成長に資するとともに、飢餓・貧困、防災・減災、環境など社会的課題の解決も図ることのできる質の高い社会インフラを開発・維持することが求められる。また、企業自ら、積極果敢に、政府や自治体など行政と連携し、質の高い社会基盤の構築を推進することが重要である。またこうした取り組みは、SDGsの様々な目標の達成への貢献につながる。

また、地域の産業基盤の強化に向けては、地域の状況や特性、各地域が展開する戦略などを踏まえ、地域資源の有効活用や地域を担う中核的企業の競争力強化を図るなど、地域に応じたイノベーションが求められる。

さらに、知的財産の適切な保護と活用は、企業活動の基盤であるとともに、企業の競争力の源泉である。個々の企業レベルにおいても、適正な行動が求められる。



交通、防災などの社会的課題を飛躍的な解決に導く準天頂衛星「みちびき」(提供：三菱電機)

1-1

Society 5.0 の実現に向けたイノベーションを図る。

基本的心構え・姿勢

経団連は、あらゆる人が必要なものやサービスを必要なときに必要なだけ受けられる快適な暮らしと社会的課題の解決が両立した未来社会「Society 5.0」の実現に向けて取り組んでいる。企業は、現実世界の様々な制約を取り払い、経済成長や生活の質の向上、社会的課題の解決を目指すイノベーションを推進することで、自らの発展のみならず、SDGsの達成、持続可能な社会の実現を図ることができる。

これに向け、企業は競合他社や研究機関、地域社会など多様なステークホルダーと連携しながら協調領域を見出し、オープンイノベーションを推進する。

具体的アクション・プランの例

- 1 技術や生産方法の革新、流通販路やサプライチェーン、組織改革などあらゆる企業活動のイノベーションを図る。
- 2 現実空間とサイバー空間の高度な融合（コラム「サイバー空間と現実空間の融合による Society 5.0」28ページ参照）により、社会に有用なソリューションを提供するビジネスモデルを創出する。
- 3 自社が独占的に商品・サービスの開発・提供を行う競争領域と、他社・他業界と協調した方がより高い価値を生み出すことができる協調領域を見極め、適切なオープン＆クローズ戦略を進める。
- 4 大学・研究開発法人との産学官連携による共同研究や、ベンチャー企業への投資に積極的に取り組む。



IoT化が進む社会（提供：オムロン）

参考

- 「Society 5.0実現による日本再興～未来社会創造に向けた行動計画」 2017年 経団連
(<http://www.keidanren.or.jp/policy/2017/010.html>)
- 「新たな経済社会の実現に向けて～「Society 5.0」の深化による経済社会の革新～」 2016年 経団連
(<http://www.keidanren.or.jp/policy/2016/029.html>)

1 持続可能な
経済成長と
社会的課題の
解決

2 公正な
事業慣行

3 公正な情報開示、
ステークホルダー
との建設的対話

4 人権の尊重

5 消費者・顧客
との信頼関係

6 働き方の改革、
職場環境の充実

7 環境問題への
取り組み

8 社会参画と
発展への貢献

9 危機管理の
徹底

10 経営トップの
役割と
本憲章の徹底

1-2

商品・サービスの品質と安全性を確保する。

基本的心構え・姿勢

持続可能な経済成長を実現していくためには、その前提として、社会から満足と信頼が得られるよう、企業が提供する商品・サービスの品質と安全性が確保されなければならない。

そこで、経営トップ自らがリーダーシップを発揮し、消費者生活用製品安全法や消費者契約法、特定商取引法などの関係法令の遵守徹底はもとより、安全性、信頼性を最重視する体制を構築し、推進する。

また、ステークホルダーからの声を品質や安全性の向上につなげるとともに、不具合情報などを適切かつ迅速に公開し、再発防止につながる体制を整備する。

具体的アクション・プランの例

1 経営トップがリーダーシップを発揮し、推進する。

- ①** 商品・サービスの性能・品質・安全性の確保の必要性について、社内に周知徹底を図る。
- ②** 品質と安全性の確保に関する方針を定め、経営者自らのメッセージを発信し、同方針に基づいた活動を推進する。

2 品質・安全性の管理体制を整備する。

- ①** 開発から販売、アフターフォローに至るすべてのプロセスにおいて、守るべき基準・手順を明確に定め、確実に実行し、その有効性を確認し、必要に応じて是正措置を講じるなど、品質・安全性に係る管理体制を構築する。
 - a. 品質・安全性に係る方針ならびに同方針を具体化する活動計画を策定し、遂行する。
 - b. 関連法規制や関連団体のガイドラインなどに準拠した自社規定を整備する。
 - c. 品質・安全性に関する社内研修を実施する。
 - d. 商品・サービスに起因するリスク（消費者の誤使用を含めたリスク）を洗い出して評価し、必要な安全対策・法令遵守対策を実施する。
 - e. 品質と安全性の管理・運用状況を確認するため、実効性ある監査を実施する。

3 不具合情報などの収集・伝達・開示を推進する。

- 1 提供する商品・サービスの不具合情報、取引の法令遵守情報を収集するための体制を整備し、積極的に情報収集する。特に事故情報の収集に関しては、製造事業者、輸入事業者、販売事業者共通の責務であることを認識し、消費者の生命または身体に対する危害または危害に発展する可能性を含む不具合が発見された場合には、その情報を速やかに経営トップに報告し、事実関係を関係当局や消費者・顧客に伝え、適切かつ迅速な対応をとる。
 - a. 商品・サービスの不具合情報、取引の法令遵守情報に係る収集体制の整備・充実を図る。
 - b. 事故情報などを経営トップに伝達する仕組みを構築し、運用する。
 - c. 事故情報などを関係当局、関係する仕入れ先、保守会社、関係業界団体、消費者・顧客などに迅速かつ適切に開示する。
 - d. 関係法令や各種ガイドラインに準拠した社内のリコール・マニュアルを整備し、同マニュアルに基づいたリコールを実施する。
 - e. 商品・サービスの不具合などを改善するよう迅速に対応する。
 - f. 商品・サービスに関する不具合情報などを再発防止に活かす社内体制を整備する。

4 不具合事例に係る情報を管理・保存し、活用する。

- 1 商品・サービスを開発・提供した時点における科学的知見によっても避けがたい瑕疵が生ずる可能性があることから、商品・サービスの市場への提供後も、科学的知見や不具合事例に係る情報、業界の動向などを継続的に調査し、不具合事例の再発防止に役立てる仕組みなどを整備する。
 - a. 不具合情報を蓄積し、リスク解析を行う。
 - b. 不具合事例の原因究明とその情報を社内・業界へフィードバックすることにより、再発防止はもちろん類似事故を防止する。
 - c. 不具合事例に関する研究会などを利用し、最新の対策技術や業界動向に係る調査を実施し、その活用を図る。

5 各国の関係法令や安全基準などを遵守し、それらに適合した商品・サービスを提供する。

- 1 世界各国の関係法令や安全基準などは必ずしも同一ではなく、それぞれの歴史や文化などにより異なるため、各国の関係法令や安全基準などを遵守し、それらに適合した商品・サービスの品質と安全性の確保に努める。

1 持続可能な経済成長と社会的課題の解決

- a. 各国における商品・サービスの安全確保に係る法制度（とりわけ安全基準・規格、事故時の被害者救済を目的とする法制度など）について十分な調査・分析を行い、商品・サービスへの反映を図る。
- b. 各国における商品・サービスの安全性意識について十分に把握し、社会のニーズに適合した商品・サービスを提供する。

参考

- 「消費者安全法」2014年6月改正
- 「消費生活用製品安全法」2014年6月改正
- 「消費生活用製品のリコールハンドブック」2016年4月 経済産業省
- 「消費生活用製品向けリスクアセスメントのハンドブック」2010年6月 経済産業省
- 「消費者安全の確保に関する基本的な方針」2016年4月 消費者庁
- 「リコール促進の共通指針」2009年3月 内閣府国民生活局
- 「JIS S 0104 消費生活用製品のリコール社告の記載項目及び作成方法」2008年6月
- 「消費生活用製品安全法等に基づく長期使用製品安全点検制度及び長期使用製品安全表示制度の解説～ガイドライン」2012年6月改正 経済産業省
- 「製品安全自主行動計画策定のためのガイドライン」2007年3月 経済産業省
- 「消費者契約法」2017年5月改正
- 「特定商取引法」2017年5月改正

1-3

持続可能で強靱な社会インフラの開発・維持に努め、積極的に展開する。

基本的心構え・姿勢

有形無形を問わず、質の高い社会インフラ（都市・住宅・社会資本など）は、社会の生産性の向上に寄与するとともに、災害に強靱さを発揮することなどを通じて、企業の活力を最大限に引き出し、イノベーションの好循環を引き出す原動力となる。

そのため企業は、持続可能な経済成長と健康、衛生、防災・減災、環境など社会的課題の解決に資する質の高いインフラの開発、維持に努める。

あわせて、企業は、政府や金融機関、地域社会、取引先などのステークホルダーと連携し、社会のニーズに合った質の高いインフラを、国内外に積極的に展開する。

具体的アクション・プランの例

1 社会の生産性向上とともに、健康、衛生、防災・減災や環境など社会的課題の解決に資する質の高い社会インフラの開発に取り組む。

- 1 ステークホルダーとの対話、実地調査、各種データ分析などを通じて社会のニーズや課題を把握し、可能な限り、社会インフラの開発に反映する。
- 2 ICTやドローン、ロボットなどの革新技术を利活用するなど、社会インフラの開発・提供プロセスの効率化に努める。
- 3 実際に社会インフラの構築を行った場合の社会全体への経済効果を推定し、その効果の向上に向けた取り組みを図る。
- 4 地震や津波などの災害発生時のシミュレーションを行い、災害発生時にも強靱な社会インフラを開発する。
- 5 メンテナンスコストを抑制できる社会インフラを開発する。
- 6 ハードとしての社会インフラにセンサーを設置するなどのIoT技術を導入することを通じて、社会に有益なデータを取得する。
- 7 社会インフラのサイバーセキュリティ対策の強化に努める。

2 質の高い社会インフラが有する経済、社会的な効果の持続的な維持に努める。

- 1 社会インフラのメンテナンスに関するノウハウの蓄積や利活用を効率化し、メンテナンスコストを抑えるなど、ライフサイクル・コストの抑制を図る。

1 持続可能な
経済成長と
社会的課題の
解決

2 公正な
事業慣行

3 公正な情報開示
ステークホルダー
との建設的対話

4 人権の尊重

5 消費者・顧客
との信頼関係

6 働き方の改革、
職場環境の充実

7 環境問題への
取り組み

8 社会参画と
発展への貢献

9 危機管理の
徹底

10 経営トップの
役割と
本憲章の徹底

1 持続可能な経済成長と社会的課題の解決

② トンネルや道路など社会資本のメンテナンスにドローンやロボット、AIなどの革新技術を導入する。

③ 質の高い社会インフラを国内外に積極的に展開する。

① 政府や地域社会などのステークホルダーとの対話などを通じて、持続可能かつ強靱で質の高い、ハード・ソフト両面のインフラ整備の重要性を発信し、理解を促進する。

② 官民が一体となりPPP/PFI¹を推進する。

③ 政府のODAや金融機関の海外投融資などを活用する。

④ 後発開発途上国におけるインフラ整備にあたっては現地の資材の利活用に努める。

⑤ 国外においては、技術協力を通じて、社会インフラの品質、技術力やライフサイクル・コストなどを総合的に評価する入札制度の各国・地域などへの定着に努める。

⑥ 国外においては、政府やコンサルタントなどと連携し、案件形成の段階から技術基準・規格を浸透させる。

⑦ 国外においては、行政と連携し、貿易投資上の障害（資材・機材に対する高関税、過度なローカルコンテンツ要求、送金規制など）の緩和を図る。



地域の交通や防災ルート、観光に貢献する「明石海峡大橋」
（提供：大成建設）

¹ 公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図ること。

参考

- 「大規模災害への対応における官民連携の強化に向けて」 2016年 経団連
(<http://www.keidanren.or.jp/policy/2016/028.html>)
- 「戦略的なインフラ・システムの海外展開に向けて」 2016年 経団連
(<http://www.keidanren.or.jp/policy/2016/106.html>)
- 「今後の大都市政策の考え方」 2016年 経団連
(<http://www.keidanren.or.jp/policy/2016/019.html>)
- 「防災・減災に資する技術等の普及・開発促進に向けて」 2015年 経団連
(<http://www.keidanren.or.jp/policy/2015/016.html>)
- 「国土のグランドデザイン 2050」 2014年 国土交通省
(http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk3_000043.html)

1-4

地域の状況や特性を踏まえて地域の産業基盤の強化に努める。

基本的心構え・姿勢

地域の持続的発展を促していくためには、企業のイノベーションを最大限に引き出しうる産業基盤を各地域に確立し、地域の雇用を創出していく必要がある。

そこで、企業は地域の担い手である自治体、農林水産業者、教育・研究機関、NPO・NGO、住民などとの連携の下、各地域のニーズや特性を踏まえながら、地場産業をはじめとする地域の中核的企業の競争力強化、地域資源のさらなる発掘・活用に努める。

具体的アクション・プランの例

1 地場産業の現場ニーズや課題の解決に資する企業の技術・ノウハウの提供に努める。

- ① 企業が有する技術・サービス、経営ノウハウを活用して、観光産業・農林水産業の経営効率化を図る。
- ② 地域の観光経営・振興を担う「高度観光人材」の育成に努める。

2 地域の中核的・ベンチャー企業、教育・研究機関、自治体、NPO・NGO、住民をはじめ、地域の担い手と連携して、地域資源を最大限活かした新たなサービス、ビジネスモデルなどを創造する。

- ① 各地域の特徴、文化、資源を活かした魅力ある観光商品の開発に取り組む。
- ② 農林水産業者と連携し、農林水産物の「6次産業化」²、健康向上につながる農林水産物・食品の開発・提供、国内外の販路拡大を図る。
- ③ 地域企業、自治体、住民などの参画、相互の合意形成を踏まえながら、観光地域づくりを推進する。



ICT技術を活用して農作業を効率化
(北海道岩見沢市、経団連事務局撮影)

² 農林漁業生産と加工・販売の一体化や、地域資源を活用した新たな産業の創出など。

参考

- 「活力溢れる地方経済の実現」 2015年 経団連
(https://www.keidanren.or.jp/policy/2015/014_honbun.html)
- 「地方創生に向けた経団連アクションプログラム」 2015年 経団連
(<http://www.keidanren.or.jp/policy/2015/079.html>)
- 「農林漁業等の活性化に向けた取り組みに関する事例集」 2013年 経団連
(<https://www.keidanren.or.jp/policy/2013/067.html>)

1 持続可能な
経済成長と
社会的課題の
解決

2 公正な
事業慣行

3 公正な情報開示、
ステークホルダー
との建設的対話

4 人権の尊重

5 消費者・顧客
との信頼関係

6 働き方の改革、
職場環境の充実

7 環境問題への
取り組み

8 社会参画と
発展への貢献

9 危機管理の
徹底

10 経営トップの
役割と
本憲章の徹底

1-5

個人情報保護を図りつつ、データの利活用を通じてイノベーションの創出に努める。

基本的心構え・姿勢

Society 5.0の実現には、多種多様な大量のデータを流通・利活用することによって、イノベーションを創出するとともに、個人の生活の質の向上、社会的課題の解決を図ることが求められる。一方、データの利活用にあたっては、個人情報の保護やサイバーセキュリティの確保が前提となる。

企業は、「官民データ活用推進基本法」や、「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護する」ことを目的とする「個人情報保護法」の趣旨を十分理解し、適切な情報の保護・管理体制を整備する。その上で、個人データを含むあらゆるデータの利活用を通じてイノベーションを創出し、持続可能な経済成長と社会的課題の解決を実現する。

具体的アクション・プランの例

1 データを経営資源と認識し、経営に活用する。

- 1** 多種多様なデータの利活用により、革新的な商品・サービスなど、新しい価値を生み出し、あらゆる人の生活の質の向上、社会的課題の解決に貢献する。
- 2** 個々の企業を越えた協調が必要な領域を見定めるとともに、規格の整備、互換性の確保、業務の見直しなどの基盤整備を進める。

2 個人情報保護体制を整備する。

- 1** 個人情報の取得に際しては、利用目的を特定し、その範囲内で利用する。また利用目的を通知または公表する。
- 2** 情報漏洩などが生じないように、社内の安全管理措置（基本方針の策定、個人データの取り扱いに係る規律の整備、組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置など）を徹底する。
- 3** 第三者に提供する場合は、あらかじめ本人から同意を得る。提供した場合、提供を受けた場合は、一定事項を記録する。
- 4** 本人から開示などの請求があった場合は対応する。

3 匿名加工情報などを適切に活用する。

- 1 匿名加工情報などの管理に関する役割や責任および権限を明確にする。
- 2 個人情報保護法などに則って適正に加工し、加工方法などの情報の安全管理措置を講じる。
- 3 匿名加工情報の安全管理措置および適正な取り扱い措置を実施し、公表する。
- 4 匿名加工情報の作成・提供時に公表する。
- 5 匿名加工情報の利用ルールの周知徹底（識別行為の禁止、提供時の明示）を図る。

参考

- 「官民データ活用推進基本法」2016年 12月施行
- 「個人情報の保護に関する法律」2017年 5月 30日全面施行
- 「個人情報の保護に関する基本方針」
- 「個人情報の保護に関する法律施行令」
- 「個人情報の保護に関する法律施行規則」
- 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編、外国にある第三者への提供編、第三者提供時の確認・記録義務編、匿名加工情報編)」個人情報保護委員会
- 「匿名加工情報『パーソナルデータの利活用促進と消費者の信頼性確保の両立に向けて』」2017年 個人情報保護委員会事務局
- 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 2017年 6月改正
- 「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」2017年 5月改正 個人情報保護委員会
- 「個人情報保護委員会ウェブサイト 法令・ガイドライン等」(<https://www.ppc.go.jp/personal/legal/>)

1-6

知的財産権の保護の重要性を浸透させるとともに、知的財産を適切に活用する。

基本的心構え・姿勢

知的財産は、企業活動の基盤であり、競争力の源泉である。

企業は、不断のイノベーションを発揮して知的財産を創造し、生み出された知的財産を有効に活用して、社会に有用で安全な商品・サービスを開発・提供する。

その前提として、創造した知的財産が十分に保護されるように社内に適切な仕組みを構築するとともに、他者の知的財産を不当に侵害しないように関連法令・規則などの遵守を徹底する。

具体的アクション・プランの例

- 1 知的財産を適切に活用し、社会に有用で革新的な商品・サービスの開発・提供を実現する。
- 2 他者の知的財産権を不当に侵害することのないよう社内教育を徹底する。
- 3 オープンイノベーションにおいては、他者が有する知的財産を活用するケースも増えることから、契約などにおいて知的財産の保護・活用のあり方を明確にし、それに従った適切な運用に努める。
- 4 営業秘密などの機密情報が漏洩し、意図せざる技術流出が起こらないよう、社内規程の整備やその適切な運用に努める。
- 5 適切な職務発明規程の整備や発明者との個別契約の締結などを推進する。

参考

< 経済産業省 >

- 「営業秘密管理指針」 2016年 1月
- 「秘密情報の保護ハンドブック ～企業価値向上にむけて～」 2017年 2月
(<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/trade-secret.html>)

< 特許庁 >

- 「特許法第 35条第 6項の指針(ガイドライン)」 2016年 4月
(http://www.jpo.go.jp/seido/shokumu/shokumu_guideline.htm)

< 経団連出版 >

- 「営業秘密防衛 Q&A」
- 「職務発明制度 Q&A」

1-7

オープンイノベーション、ステークホルダーとの協働に取り組む。

基本的心構え・姿勢

企業に対して、イノベーションによる社会的課題の解決に対する期待が高まる一方、社会的課題の多様化、複雑化、高度化が進み、一企業ではその解決を図ることが困難な状況にある。また、国際競争が激化する中、企業は、自社以外の製品・技術も有効に活用して競争力を高めることが求められている。

そこで、企業は、持続可能な経済成長と社会的課題の解決を達成すべく、他社・他業界や大学・研究開発法人などとの連携によるオープンイノベーションや、政府、消費者・顧客、地域社会、NPO・NGOなどの多様なステークホルダーとの協働に取り組む。

具体的アクション・プランの例

- 1 他社・他業界との協調がより高い価値を生み出しうる「協調領域」と、自社が独占的に実施すべき「競争領域」を見極め、適切なオープン&クローズ戦略を展開する。
 - 1 大学・研究開発法人およびベンチャー企業などとの連携によるオープンイノベーションを推進する。
 - 2 業界内や業界横断的な研究開発、連携ビジネス体制を整備し、具体的なプロジェクトを推進する。
 - 3 イノベーション創出に資する人材の育成を図る。
- 2 政府、消費者・顧客、地域社会、NPO・NGOなど幅広いステークホルダーとパートナーシップを構築する。
 - 1 社会的課題に取り組む幅広いステークホルダーとの対話を通じて、課題が発生する現場や当事者の状況への理解を深める。
 - 2 製品・サービスの開発や提供において、幅広いステークホルダーの知見、専門性、ネットワークを適切に活用する。
 - 3 SDGsの重要性に関する広報活動を幅広いステークホルダーと連携して展開する。

1 持続可能な経済成長と社会的課題の解決

2 公正な事業慣行

3 公正な情報開示とステークホルダーとの建設的対話

4 人権の尊重

5 消費者・顧客との信頼関係

6 働き方の改革、職場環境の充実

7 環境問題への取り組み

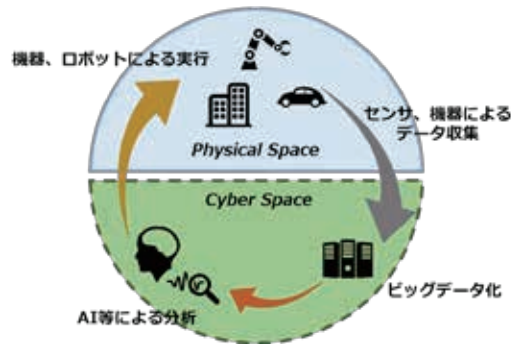
8 社会参画と発展への貢献

9 危機管理の徹底

10 経営トップの役割と本憲章の徹底

コラム

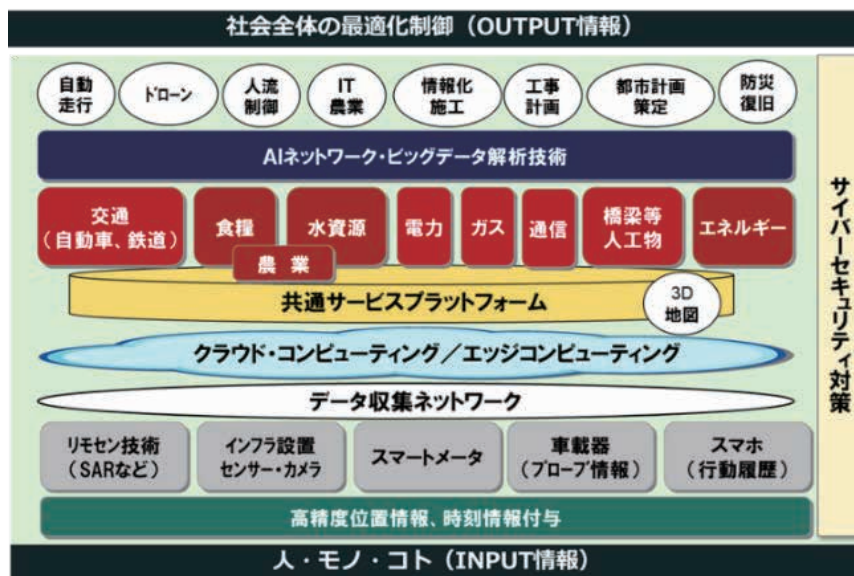
サイバー空間と現実空間の融合による Society 5.0



(出所：経団連「新たな経済社会の実現に向けて」)

Society 5.0とは、現実空間に遍在するIoT、センサーデバイスなどを通じて収集・流通したデータを、サイバー空間においてビッグデータとして、AIなどを用いて分析・評価し、ロボットなどのアクチュエーターを通して現実空間にフィードバックすることにより、現実空間の様々な制約を取り払い、経済成長や生活の質の向上、社会的課題の解決を図るものである。

例えば都市において、各種センサーやカメラ、スマートメータ、車載器、スマートホン、人工衛星などで得た人や物の情報を収集し、都市活動全体をデジタル化した上で、これを分析してAIにより制御することで、都市経営全体を最適化することが可能になる。これにより、交通渋滞による損失、多頻度小口物流問題、大規模災害時の事業継続および帰宅困難者、食品廃棄ロスをはじめとする多くの社会的課題を解決することができる。



(出所：経団連「Society 5.0実現による日本再興」)